

アカシア・リニューアブルズ株式会社「(仮称)福井金毘羅風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成31年2月5日付けでアカシア・リニューアブルズ株式会社より届出された「(仮称)福井金毘羅風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成31年4月10日
- (2) 福井県知事意見 * 令和元年6月28日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第11回)
* 令和元年7月19日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・改変予定区域について、調査地点の妥当性を検討するに当たり、道路計画や改変計画等改変の程度を示すこと。	・新設道路については補足説明資料に記載しました。改変計画等は準備書にてお示しします。
・大気環境の調査位置について、対象事業実施区域の東側に伸びる風車を設置しない区域周辺に住居がある。付近で工事を行う場合や風車ブレードの積替えを行う場合には、窒素酸化物、粉じん等に関する予測、評価を行うこと。	・住居等が近くにある場所で工事やブレードの積替えを実施する場合は、ご指摘いただきました予測、評価を実施します。
・最近の風車は大型化しており、2千kW級から4千kW級と発電量が2倍増えると、音響についてもパワーが2倍増える。4千kW級を選定する場合の住宅との距離は、2千kW級の場合の離隔距離が500mとのことであるため、 $500\text{m} \times \sqrt{2}$ の距離をとるようにすること。	・風車と住宅等の離隔距離は、風車の影響が小さくなるよう風車配置を検討いたします。
・シャープゲンゴロウモドキ、ミナミアカヒレタビラなどが確認される可能性がある。また、文献の確認種リストには挙がっていないが、別案件の専門家ヒアリングで九頭竜川水系の河川ではナガレホトケドジョウが確認される可能性があるというご意見があった。ため池等に生息する動物については、直接改変し	・ナガレホトケドジョウについては現地調査に入る前に専門家ヒアリングを行い、又、当該地域に生息している可能性のある希少種について情報の収集に努めて調査を実施します。

<p>なくても、事業が間接的に影響することがある。両生類などは水の流れが変わっただけで影響を受ける可能性がある。特に本案件はシャープゲンゴロウモドキなど希少な種が多く確認されそうな地域であるため、現地調査を実施せずとも、専門家へのヒアリング等により、どのあたりの水域に生息しているのかなどについて留意すること。</p>	
---	--

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、福井県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。